

# 18歳以降の権利保障を

京都教育大学 丸山啓史



現在の日本では、18歳を境に変わることがあります。18歳になると、「成人」とみなされるようになります。選挙で投票できるようになります。法律に基づいて結婚できるようになります。また、多くの人が18歳で高校（高等部）を卒業します。

一方で、18歳以降も変わらないことがあります。私たちは、18歳になる前も、18歳になった後も、基本的権利の主体です。成人になつたからといって、社会的に保障されるべき権利がなくなるわけではありません。学校を卒業したからといつて、「これからは自分の力だけでがんばってね」と放り出されては困ります。

## 学ぶ権利は？

障害のある若者をとりまく現実をみると、18歳頃を境に権利保障の仕組みが一段と手薄になることがあります。

それに対し、学校基本調査によると、2021年に高等学校等を卒業した人は54・9%が大学に進学しています。専門学校や短期大学への進学者を合わせると、高等教育機関への進学率は83・8%に及んでいます。障害の有無によって、中等教育後の教育機会に大きな格差が存在しているのです。このような実態は、差別的なものであり、障害者権利条約にも反しています。障害者権利条約では、生涯にわたる教育・学習の権利が明記されており、第24条（教育）において

「締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができるることを確保する」とされています。

## 生活を楽しむ権利は？

18歳以降の教育・学習に関しては、特別支援学校高等部に専攻科を設置することで、3年間の本科の後に2年程度の学校教育を保障することが求められてきました。また、障害者総合支援法に基づく制度を活用して「学びの場」をつくるとりくみが、全国各地で展開されてきています。そうした蓄積を土台に、18歳以降の教育・学習の場を豊かに広げていきました。

障害のある子どもが学校に通っている間は、放課後・休日の生活を支えるものとして、放課後等デイサービスの制度があります。2012年に制度が発足して以降、放課後等デイサービスの事業所は急速に増えてきました。事業所の実態はさまざま、実践の質に関して課題が指摘されることもありますが、子どもの放課後・休日についての社会的支援は量的に拡大してきました。

ところが、障害のある成人については、外出のためのガイドヘルプの制度などはあるものの、自由時間の充実に焦点を当てた制度が整備されていません。知的障害が重いとされる人のことなどを考えると、放課後等デイサービスの成人版のようなものが必要だと思います。



忘年会、ビールでカンパ～イ！（お酒は20歳になってから）  
写真協力／生活訓練つみき